

## 補助金等取扱基準

|                     |   |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称             | 諏訪市老人クラブ等補助金  |
| 補助事業等の目標            | 老人クラブ等の育成及び活動を促進し、老人の福祉増進を図る。   |
| 補助事業等の対象者           | <p>&lt;老人クラブ育成活動事業&gt;<br/>次の各号に掲げる要件を備えている老人クラブ</p> <p>(1) 会員の年齢がおおむね 60 歳以上の者であること。</p> <p>(2) 会員数が 30 人以上であること。</p> <p>(3) 会員がクラブ活動を円滑に行うことができる程度の同一小地域に居住するもので組織されていること。</p> <p>(4) 諏訪市老人クラブ連合会に属する団体であること。</p> <p>&lt;老人クラブ連合会育成活動事業&gt;<br/>市内の各単位又は地区老人クラブで組織され、自主運営されている団体であること。</p> <p>&lt;社会奉仕活動事業&gt;<br/>市内の各単位又は地区老人クラブで組織され、自主運営されている団体であること。</p> <p>&lt;先駆的・重点的事業&gt;<br/>市内の各単位又は地区老人クラブで組織され、自主運営されている団体であること。</p> |
| 補助対象経費              | <p>&lt;老人クラブ育成活動事業&gt;<br/>老人クラブの活動に要する経費で、次に掲げる経費<br/>報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料等</p> <p>&lt;老人クラブ連合会育成活動事業&gt;<br/>老人クラブ連合会の活動に要する経費で、次に掲げる経費<br/>報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料等</p> <p>&lt;社会奉仕活動事業&gt;<br/>社会奉仕活動事業の実施に必要な経費</p> <p>&lt;先駆的・重点的事業&gt;<br/>先駆的・重点事業の実施に必要な経費</p>  |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>&lt;老人クラブ育成活動事業&gt;<br/>事業費の 2 分の 1 以内(ただし予算の範囲内とする。)</p> <p>&lt;老人クラブ連合会育成活動事業&gt;<br/>事業費の 3 分の 2 以内(ただし予算の範囲内とする。)</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>&lt;社会奉仕活動事業&gt;<br/>10分の10以内(ただし予算の範囲内とする。)</p> <p>&lt;先駆的・重点的事業&gt;<br/>10分の10以内(ただし予算の範囲内とする。)</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】<br/>国庫補助事業(国1/3、県1/3、市1/3)のため。</p> |
| 補助事業等の評価   | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。   |
| 補助事業等の開始時期 | 平成13年5月15日   |
| 補助事業等の終了時期 | 平成 年 月 日   |
|            | 【終期が3年を超える場合の理由】<br>老人クラブ等の育成対策として、3年を超え継続することが必要である。  |
| 情報の公表の方法等  | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。   |
| その他        | 事業が終了したときは、事業終了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに諏訪市補助金等交付規則に定められた実績報告書を市長に提出しなければならない。   |
| 提出書類       | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。  |
| 担当部署       | 諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係  |